

## 有償ボランティア事業（通称：手助け隊事業）

## 手助け隊 活動者の声

福祉の仕事などは、  
したことがありません  
でしたが、週に1回掃除の  
依頼があり、手助け隊として  
訪問することになりました。  
はじめは少し緊張もありましたが、現在は  
掃除の後のお話も楽しみに活動して  
います。（Sさん）



## 手助け隊 利用者の声

歩くのが最近、特にフラフラ  
するようになり、一人で病院へ  
行くのが不安に思い、チケットを利用して  
ボランティアさんに付いて来てもらいました。  
天気の悪い日で気の毒  
でしたが、とても  
助かりました。  
（Aさん）



## 有償ボランティア手助け隊とは

『助ける側』と『助けられる側』との、お互い様の関係を保つことを目的としています。  
利用者がサービスの謝礼として使用するチケットを購入し、そのチケットをボランティア  
登録者に渡すチケット方式です。  
ボランティア登録者はサービス提供後に、活動記録と利用者から受け取ったチケットを社  
会福祉協議会に提出し、謝礼金と交換することができます。

- 30分あたりの活動に対しての謝礼は、チケット1枚（300円）です。
  - 1シート5枚綴り 1,600円（うち、100円は事務経費とします）
  - 原則、5枚綴りのシートでの購入をお願いしますが、1枚での購入も可能です。  
1枚あたり 320円（うち、20円は事務経費とします）
  - 活動内容により、複数のボランティア登録者がサービスを提供する場合は、  
それぞれに謝礼が発生します。
- ※サービス提供の利用上限は、1日3時間までとします。

## 募集！

手助け隊事業では、現在 「草取り」の  
有償ボランティア協力者を募集しています。  
庭作業や草取りが好きな方、ご連絡をお待ちしております！



## はつらつ号

## ボランティア研修会

去る3月17日（金）健康福祉センターさわやかで、平成28年度ボランティア  
研修会が行なわれました。

地域の力（ボランティア）の必要性や有償ボランティア手助け隊事業についての説  
明、手助け隊の活動実践者2名から、実践発表も行なわれました。

また、講演では北海道総合福祉研究センター理事長 五十嵐教行氏より、『支え合い  
の地域社会を目指して ～よりよいコミュニケーションと傾聴～』について、お話を  
伺いました。

あらためて、これからの時代に地域でのボランティア活動の必要性や、傾聴の心構  
え、そして、コツなどが分かり有意義な時間となりました。



吉田さん



橋本さん

社会福祉法人 洞爺湖町社会福祉協議会 洞爺湖町ボランティアセンター  
 ≪本 所≫〒049-5604 洞爺湖町栄町 63-1 健康福祉センターさわやか内  
 【TEL】 0142-76-4363 【FAX】 0142-76-4368  
 【E-mail】 toyako-sha.abuta@jupiter.ocn.ne.jp  
 ≪洞爺支所≫〒049-5802 洞爺湖町洞爺町 132-2 洞爺ふれ愛センター内  
 【TEL】 0142-82-5185 【FAX】 0142-82-5895  
 【E-mail】 toyakosha\_toya\_tsutsuji@theia.ocn.ne.jp  
 ホームページ：http://toyako-shakyo.org



◆サロン活動のご紹介◆

栄ふれあいサロン

栄ふれあいサロンは、昨年6月に開催された「はつらつサポーター育成講座」を受講されたメンバーから声があがり、自治会長や地区の方々の協力を得て、翌月の7月から、本町5区集会所（地域交流センター）で、毎月おおむね第3金曜日の10時～12時頃にサロン活動を行なっています。

参加費は、1人100円で、参加者は5区の住民に限らず可能です。

内容は、フォークダンスやダーツゲームなど、その時々で楽しく過ごされています。

5月19日のサロンでは、屋外で昼食会を実施しました。お天気もよく、皆さん和やかに過ごされていました。

はつらつポイント事業にも活動登録をされています。



フォークダンスの様子



屋外昼食の様子

地域たすけあい  
はつらつポイント事業に  
登録しませんか？

平成28年度は、15団体が登録し、延べ980人、117回の活動が行なわれました。



はつらつポイント事業とは、ボランティア活動を通じて、地域貢献や社会参加による介護予防・生きがい作りを推進することを目的としています。

対象となるボランティア活動をおこなうことにより、ボランティアポイントが貯まり、それを商品券に交換することができます。

対象活動の中に、あなたが地域などで行なっている活動がありましたら、ぜひ活動申請をしてポイントをためてみませんか？

対象活動

- ① 社会福祉協議会が運営する「ふれあい交流会」、「ふれ愛クラブ」のボランティア活動
- ② 地域での「集いの場」などの、担い手としての活動
- ③ 自治会での、声かけ訪問活動
- ④ 継続的かつ日常的な見守り活動
- ⑤ 施設での、慰問活動および傾聴活動
- ⑥ 社会福祉協議会で行なっている、ペットボトルキャップの仕分け・洗浄活動
- ⑦ 社会福祉協議会の事業に対するボランティア活動
- ⑧ ボランティア連絡協議会および日赤奉仕団としてのボランティア活動
- ⑨ その他、ボランティアセンター運営委員会が認めた活動

ペットボトルキャップ仕分け ボランティア募集

(※ はつらつポイント事業対象活動)

いつもエコキャップ運動にご協力いただきありがとうございます。

届けていただいたペットボトルキャップを回収業者へ届けるにあたり、キャップにキャンペーン等のシールがついているものや、ひどい汚れのあるもの、通常サイズよりも大きいものは、回収していただけないことになっています。

そのため、仕分け作業をお手伝いしてくれるボランティアさんを随時募集しています。ご協力をお願いいたします。

- 【活動頻度】 5月～11月（予定）※不定期で月2回程度
- 【時間帯】 10:00～12:00
- 【場所】 健康福祉センターさわやか

ポイント事業のしくみ・流れ



対象活動事業登録の申込み・活動申請書の提出  
申請  
ポイント手帳の交付・ボランティア登録証の発行

申請活動終了後に活動報告書、ポイント手帳を提出  
ポイントの付与

活動報告書を確認し、ポイントを付与  
交換期間中にポイントの交換申請書の提出  
ポイントの交換  
ポイントを商品券に交換



ポイントの交換期間  
2月1日～3月31日

ポイントについて  
・1ポイント=100円  
・5ポイント(500円)単位で交換可能。  
・年間50ポイント(5,000円)までの交換を上限とします。

- \*洞爺湖町に在住の方で、洞爺湖町内においての活動が対象です。
- \*活動開始前に、「活動事業の登録(1回)」および「活動申請書(年度毎)」の提出が必要です。
- \*毎回の活動後にポイント手帳と「活動報告書」を提出していただきます。
- \*1時間未満の活動に1ポイント、1時間以上の活動に2ポイントを押印します。
- \*活動は、個人・団体を問いません。